

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成31年4月4日提出
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　デレック・ヤング
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木七丁目7番7号
【事務連絡者氏名】	照沼 加奈子
【電話番号】	03 - 4560 - 6000
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券に係るファンドの名 称】	フィデリティ・資産分散投信（安定型） フィデリティ・資産分散投信（成長型）
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券の金額】	各ファンドにつき1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年7月19日付で提出した有価証券届出書（平成31年1月18日付提出の有価証券届出書の訂正届出書で提出済み。以下「原届出書」といいます。）について、今後の投資行動を鑑み、投資信託約款の付表に記載している「別に定める投資信託証券」に投資対象ファンド1銘柄を追加するため、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針、（2）投資対象」、および「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）信託報酬等」において所要の内容を追加・更新を行い、併せて変更後の投資信託約款を添付書類とするため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<訂正前>

投資態度

（略）

* 指定投資信託証券は、2019年1月19日現在以下の通りです。

（略）

- フィデリティ・日本債券・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

（略）

<訂正後>

投資態度

（略）

* 指定投資信託証券は、2019年4月5日現在以下の通りです。

（略）

- フィデリティ・日本債券・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

- フィデリティ・ファンズ - コア・ユーロ・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

（略）

（2）【投資対象】

<訂正前>

（略）

指定投資信託証券の概要（2019年1月19日現在）

（略）

ファンド名	フィデリティ・日本債券・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただしマザーファンドの外貨建資産の為替ヘッジ以外に係る運用指図に関する権限はFILインベストメンツ・インターナショナル（英国）に委託します。
投資目的	フィデリティ・日本債券・マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の公社債（国債・地方債・政府保証債・利付金融債・事業債等）を主要投資対象とし、利息等の収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求を目指し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

費用	<p>信託報酬：純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。 信託報酬率は、毎期ごとに決定するものとし、前計算期間終了日における日本相互証券株式会社発表の新発10年物国債の利回り（終値）に応じた、次に挙げる率とします。</p> <p>新発10年物国債の利回りが3.5%未満の場合 年率0.3132%（税抜0.29%） 新発10年物国債の利回りが3.5%以上の場合 年率0.4212%（税抜0.39%）</p> <p>税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

(略)

<訂正後>

(略)

指定投資信託証券の概要（2019年4月5日現在）

(略)

ファンド名	フィデリティ・日本債券・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただしマザーファンドの外貨建資産の為替ヘッジ以外に係る運用指図に関する権限はFILインベストメンツ・インターナショナル（英国）に委託します。
投資目的	フィデリティ・日本債券・マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の公社債（国債・地方債・政府保証債・利付金融債・事業債等）を主要投資対象とし、利息等の収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求を目指し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

費用	<p>信託報酬：純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。 信託報酬率は、毎期ごとに決定するものとし、前計算期間終了日における日本相互証券株式会社発表の新発10年物国債の利回り（終値）に応じた、次に挙げる率とします。</p> <p>新発10年物国債の利回りが3.5%未満の場合 年率0.3132%（税抜0.29%） 新発10年物国債の利回りが3.5%以上の場合 年率0.4212%（税抜0.39%）</p> <p>税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズ・コア・ユーロ・ボンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）/ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてユーロ建ての債券に投資を行ないます。
費用	<p>管理報酬：0.30%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

(略)

4【手数料等及び税金】

（3）【信託報酬等】

<訂正前>

（略）

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されま
す。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関
する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販
売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されま
す。

なお、投資対象ファンドにおいて、運用報酬等（安定型においては、年率0.60%±0.20%（税
込）程度、成長型においては、年率0.65%±0.20%（税込）程度）が別途課されるため、安定型
においては、合計で年率1.29%±0.20%（税込）程度、成長型においては、合計で年率1.48%
±0.20%（税込）程度の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報
酬等は、2019年1月19日現在の投資対象ファンドに基づくものです。この値は、あくまでも目安
であり、投資対象ファンドの変更や組入状況等により変動します。

（略）

<訂正後>

（略）

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されま
す。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関
する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販
売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されま
す。

なお、投資対象ファンドにおいて、運用報酬等（安定型においては、年率0.60%±0.20%（税
込）程度、成長型においては、年率0.65%±0.20%（税込）程度）が別途課されるため、安定型
においては、合計で年率1.29%±0.20%（税込）程度、成長型においては、合計で年率1.48%
±0.20%（税込）程度の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報
酬等は、2019年4月5日現在の投資対象ファンドに基づくものです。この値は、あくまでも目安
であり、投資対象ファンドの変更や組入状況等により変動します。

（略）